

## 第1節 基本方針の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は、更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

### 1 基本方針の決定

#### (1) 実施体制

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮し、道と連携を図りつつ、復旧・復興の基本方針を定める。

#### (2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行う。

#### (3) 国等職員の派遣要請

町は、道と連携し、復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

### 2 迅速な原状復旧

町は、道及びその他関係機関と連携し、次の点に留意して公共施設等の復旧に当たる。

(1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

(2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。

(3) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。

(4) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

### 3 計画的復興の推進

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施する必要がある。

このため、町は、道と連携し、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進める。

## 第2節 公共施設等災害復旧計画

公共施設の早期復旧を図るため、道及び防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

### 1 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川
  - イ 海岸
  - ウ 砂防設備
  - エ 林地荒廃防止施設
  - オ 地すべり防止施設
  - カ 急傾斜地崩壊防止施設
  - キ 道路
  - ク 港湾
  - ケ 漁港
  - コ 下水道
  - サ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

### 2 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね別表のとおりである。

### 3 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況を速やかに調査・把握

し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

別表 事業別国庫負担等一覧(北海道防災会議資料に整合(令和7年1月))

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国道 市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	国道 市町村	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防波堤を含む)	道施行1カ所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	国道	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国道 市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国 管理組合 市町村	水域施設(航路、泊地、船だまり) 外郭施設(防波堤、水門、堤防) 係留施設(岸壁、浮標)、臨港交通施設等	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	国道 市町村	水域施設 外郭施設 係留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道 市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水道	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	水道	市町村、 一部事務 組合	上水道事業、水道用水供給事業、簡易水道事業	指定都市施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	公園等	市町村、 一部事務 組合	都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	国道 市町村	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、 <b>照明施設</b> 、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く)	1施設 120万円以上	80/100
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道 市町村 土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10(通常)、 8/10、9/10 (高率該当)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
	農業用施設	道 市町村 土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	1カ所 40万円以上	6.5/10(通常)、9/10、10/10(高率該当)
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	林業用施設	道 市町村 組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10(通常)、7.5/10～10/10(高率後)
	漁業用施設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設(消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質)漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、計留施設、水域施設)	1カ所 40万円以上	6.5/10(通常)、10/10(高率該当)
	共同利用施設	市町村 組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害: 1カ所 40万円以上 激甚災害(告示地域に限る.): 1カ所 13万円以上	2/10(一般災害)、3/10、4/10、5/10、9/10(激甚災害)
土地改良法	農業用施設	国	事業実施地区 土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費(当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額)が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
			北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円超	
			事業完了地区 基本事業で完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円超	
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき	
公営住宅法	災害公営住宅整備事業	道 市町村	災害公営住宅の整備	・天然災害の場合 減失戸数が被災地全域で500戸以上又は、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上 ・火災の場合 減失戸数が被災地全域で200戸以上又は、一市町村全住宅の1割以上	建設又は買取り 2/3(激甚災害の場合3/4) 借上げ2/5
			災害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3(激甚災害の場合、当初5年間は3/4)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公営住宅法	既設公営住宅復旧事業	道 市町村	既設公営住宅の再建設	再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2(激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。)
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円(市町村の場合は190万円)以上	
改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	道 市町村	既設改良住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2
			既設改良住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円(市町村の場合は190万円)以上	
生活保護法	保護施設	市町村(指定都市及び中核市を除く。)社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設等	市町村(指定都市及び中核市を除く。)社会福祉法人等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護医療院等	〃	1/2又は1/3
障害者総合支援法	障害者支援施設等	市町村(指定都市及び中核市を除く。)社会福祉法人等	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	〃	1/2
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設	道	女性相談支援センター、女性自立支援施設	〃	
児童福祉法	児童福祉施設	道 市町村(指定都市及び中核市を除く。)社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上)	1/2又は1/3
社会福祉法	その他の社会福祉施設等	〃	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2又は1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道 市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島等4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道 市町村	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島等4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道 市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	道 市町村	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、樋門及びその附属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万㎡以上であるもの、又は2千㎡以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千㎡以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市町村 (一部事務組合、広域連合含む。)	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市 80万円以上 市町村 40万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1)下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む。）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業	その都度決定	1 / 2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む。）に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業		〃

## 第3節 被災者援護計画

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成、金融支援、災害義援金の募集・配分等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

### 1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

### 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

#### (1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、町域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (カ) 援護の実施の状況
- (キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (ク) 電話番号その他の連絡先
- (ケ) 世帯の構成
- (コ) 罹災証明書の交付の状況
- (サ) 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

- (シ) (サ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
  - (ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
  - (セ) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
- ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- (2) 台帳情報の利用及び提供
- ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- (ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
  - (ロ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
  - (ロ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
  - (ハ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
  - (ニ) その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- ウ 町長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2の(1)のイの(ス)）を含めないものとする。

### 3 融資・貸付等による金融支援

道は、被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

町は、支援制度の周知を図るとともに、相談窓口を設置して、住民の生活の安定を図る。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）、水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

### 4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救護するため、災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、日本赤十字社北海道支部及びその他協力団体により組織する北海道災害義援金募集(配分)委員会が、これに当たるものとする。その運営方法等は、北海道災害義援金募集(配分)委員会会則に定めるところによる。

なお、町に直接寄せられた義援金の配分等については、次により実施するものとする。

#### (1) 町義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、関係機関の協力を得て、利尻町義援金配分委員会を設置し、実施する。

#### (2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、町配分委員会が設置されるまでは、各機関に

において管理を行うものとする。町配分委員会が設置された場合は、町配分委員会が各受付機関から引継ぎを受け、配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、町配分委員会で決定し、配分を行う。

(4) 配分結果の公表

町配分委員会は、義援金の配分結果について、町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。